

津波災害警戒区域の指定について

1 小田原ブロックにおける津波災害警戒区域の指定について

県では、平成 31 年 3 月に策定した津波災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）の指定に向けた県の方針に基づき、区域指定を進める意向がある小田原ブロック（小田原市、真鶴町及び湯河原町）をモデル地域として、指定に向けた調整を進めてきました。

これまで、8 月から 11 月に 3 市町で住民説明会を開催し、その後、各市町長への意見聴取等を行い、同意が得られましたので、このたび、小田原ブロックを警戒区域に指定します。

2 津波災害警戒区域について

津波防災地域づくりに関する法律（以下「法」という。）では、県知事は、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制を特に整備すべき区域を、警戒区域として指定することができるとしています。

3 警戒避難体制の整備

(1) 地域防災計画の拡充（法第 54 条）

市町は、地域防災計画に、避難場所及び避難経路、避難訓練等、警戒避難体制に関する事項を定めます。

(2) 津波ハザードマップの作成（法第 55 条）

市町は、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路等に関する事項等を記載したハザードマップを作成します。

(3) 避難施設の指定（法第 56 条）

警戒区域内に存する施設で、津波に対して安全な構造で基準水位以上に避難場所が配置等されている施設を、市町は管理者の同意を得て、指定避難施設として指定することができるようになります。

(4) 避難確保計画の作成（法第 71 条）

地域防災計画で定められた要配慮者利用施設等では、避難確保計画を作成し、同計画に基づく避難訓練を行うこととなります。

4 その他

警戒区域指定後、土地利用や開発行為等に新たな規制はかかりません。

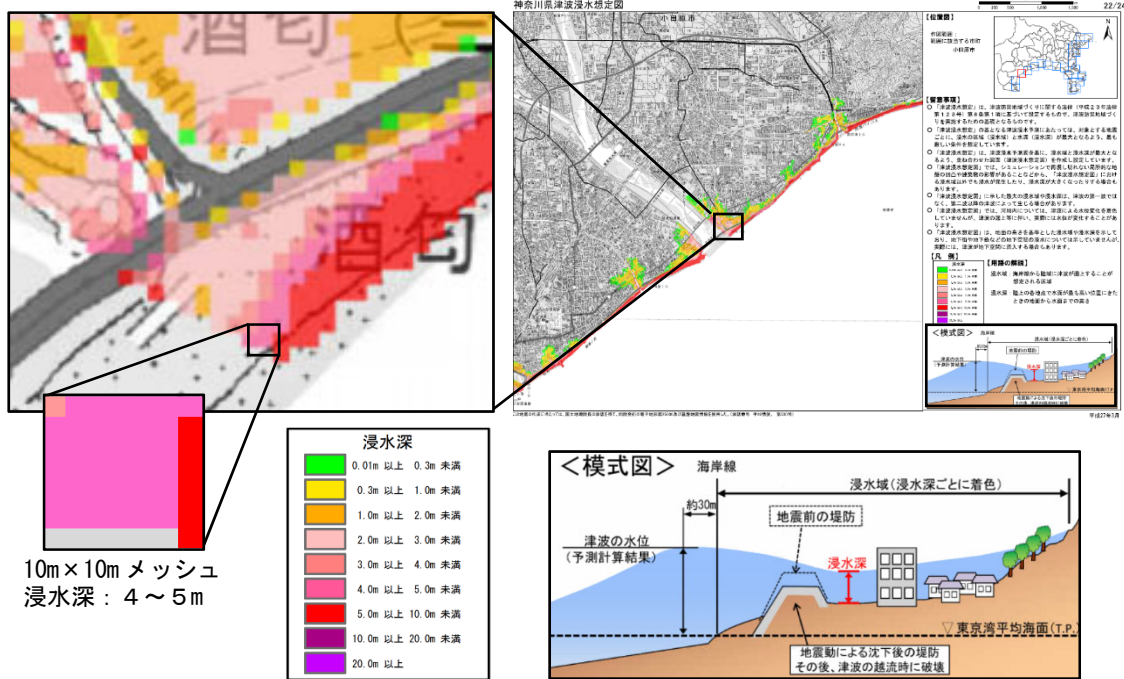
ただし、警戒区域内にある宅地や建物の売買及び貸借等については、宅地建物取引業法に基づく重要事項説明が必要となります。

○ 津波浸水想定（法第8条）

津波浸水想定は、県民のいのちを守ることを目的として、想定外をなくすという考えのもと、最大クラスの津波で想定される浸水の区域と水深を平成27年に県が設定しています。

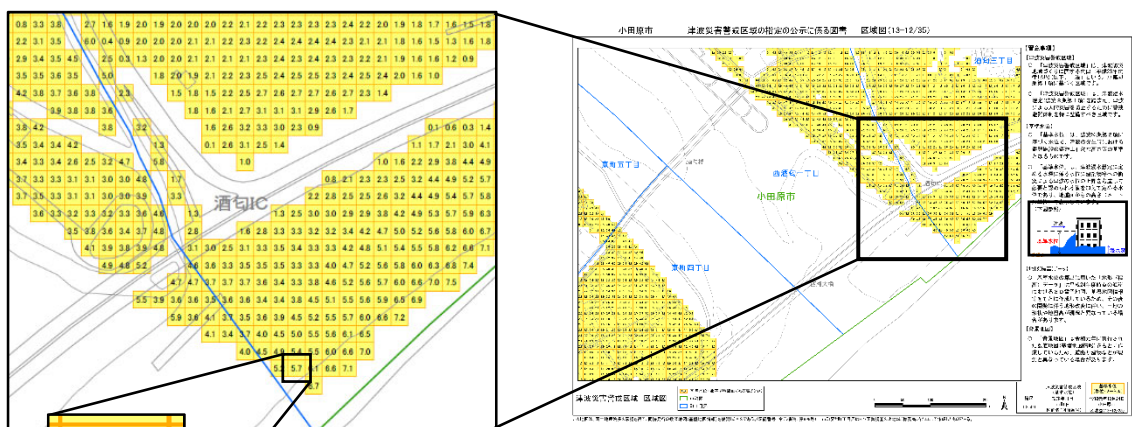
(参考)「津波浸水想定について」(県ホームページ)

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jy2/cnt/f532320/>



○ 津波災害警戒区域（法第53条）

小田原ブロックでは、津波浸水想定で設定した区域を警戒区域に指定します。警戒区域には、津波浸水想定での浸水深に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮した値を加えて定める「基準水位」を表示します。



10m×10m メッシュ
基準水位：5.7m

